

環境衛生課からの お知らせ

吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
522111

ごみ分別すれば資源

冬の節電にご協力ください

供給電力が逼迫していることに鑑み夏の節電に続き冬の節電にご協力ください。

期間は3月31日(月)までの午前9時から午後9時までの間、家庭では特に午後6時から午後9時までを昨年と同様に平成22年冬と比べて6%削減を目安とした節電をお願いします。

実践例として

- エアコンの設定温度20℃を心がける。
- 不要な照明は消す。
- 待機電力をなくす。(リモコンではなく本体主電源を切る)
- 冷蔵庫の設定を『弱』にする。
- ホームこたつが複数ある家庭は一つのこたつでなど、各家庭で工夫の上ご協力ください。



第2弾！ 生ゴミ減量モニター募集

町では家庭から出る生ゴミの減量を推進するため、昨年度に引き続き、屋外設置型のバイオ式電気生ゴミ処理機の効果を検証するモニターリング事業を実施します。

モニター募集人数は5名です。(多数の場合は抽選)



利用を水以上を働き約90%の微生物の働きを利用して生ゴミの約90%と炭酸ガスに分解します。

モニターになれる人

- ・ 十八歳以上の有田川町民でゴミの減量に積極的に取り組みたい方
- ・ 自分の責任で自宅に処理機を設置し、適正に維持管理できる人
- ・ 処理機でできる堆肥を有効利用できる人

- ・ 町税等の滞納がない人
- ・ コンポスト容器無料貸出制度や生ゴミ処理機購入補助制度を利用していない人

モニターの仕事

- ・ 毎月実績報告書や使用時の感想などを提出していただきます。(報酬はありません。)

モニター期間

- ・ 平成26年3月1日から平成26年12月31日まで(モニター期間後はモニターリングで使用した生ゴミ処理機を無期限で貸与します。)

申請方法

- ・ モニターご希望の方は申請書を平成26年1月20日までに環境衛生課・清水行政局建設環境室へご提出ください。
- ・ 申請用紙は各庁舎にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

環境センターから処理できないう物について

- ・ 環境センターでは次のようなものは処分することができませんので決して町が収集するゴミとして出さないようにしてください。(個人が直接環境センターに持ち込んでも引き取ってもらえません)

これらの物は専門業者か中間処理業者に処理を委託してください。

- 家電リサイクル法該当品(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)
- 農業用資材(マルチシートやビニールハウスの資材、肥袋、農薬のビンや袋、葉散ホース、防風ネット、田の波板など)
- 草刈り機の刃
- 産業廃棄物と認定されているもの
- 廃油
- レンガ、石、土、コンクリートなど
- 鉄骨の切れ端
- 金庫
- 自動車、単車の本体及び部品
- バッテリー
- エンジン
- タイヤ
- 塩化ビニール製品(塩ビ管、トユなど)
- 消火器
- プロパンボンベ(カセットボンベは出せますが中身を完全に抜いてください)
- ワイヤー及びロープ
- 硬い工具
- 漁網
- モーター
- パレット
- 石膏ボード
- 浴槽
- 断熱材



環境センターが処理できずに町が引き取った『マルチシート』※毎月のように町収集のゴミとして出されています